

札幌市景観計画の改定について

議事資料の構成

- 1 振り返り(審議会での委員意見)
- 2 改定の方向性と本日の審議事項
- 3 「雪・冬季の景観」について
- 4 「公共施設等」について
- 5 「届出等」について
- 6 「全体像(案)」について

(参考) 1、3、5の参考資料



1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第3回審議会では、景観の捉え方等、夜間景観、屋外広告物、色彩の取組についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
総論	夜間景観、広告について、前段で整理した「景観の特徴」とのつながりが感じられない。「景観の特徴」で整理したことを踏まえた誘導の方向性や施策となっていることが分かるようにするとよい。	表現の整理を行います。
景観の特徴・捉え方・ゾーン	「景観特性」を「景観の特徴」に「景観構造」を「景観のとらえ方」に置き換えることでわかりやすくなった。置き換えることは良いと思う。	わかりやすさを意識した記載に努めてまいります。
景観の特徴・捉え方・ゾーン	景観の特徴の整理はわかりやすくなっている。その上でこの小項目で十分なのか引き続き検討された方が良い。例えば、GXをはじめとする今日的なものがつくる景観の扱いがわからなかった。	景観に関連する新たな動きの盛り込み方等について検討してまいります。
夜間景観	例えば、函館ではLED化や人口減・生活変化により見晴らし夜景についても影響がでており既存の魅力が変わってきてているが、3つの夜景の分類は現状の特徴を示すことができているのか。	変化も踏まえた特徴となるよう表現を引き続き検討してまいります。
	見通し夜景、イベント夜景については誘導の中で創り出された景観より人の営みの結果創り出されたものが景観の特徴であり、目標もわかりやすく示せるのではないか。イベント夜景を特徴としてよいのかどうかは引き続き検討が必要ではないか。	各イベントの実施は賑わいの創出の視点からとらえていく方向で考えております。
	現状を守るでなくさらに魅力的にするという目指す方向性について、曖昧に感じるため、現状の評価や具体的にどのように誘導していくかをもう少し踏み込んで記載しても良いのではないか。	いただいたご意見を参考に検討してまいります。
	光のグレアについて規制が重要と考える。ヨーロッパでは輝度制限法等により街並みが抑えられている。光についても具体的な数値をもった輝度・速度・種類を誘導していくべきと考える。イルミネーションにおいても雪国らしい色を推奨していくことが必要だと感じた。	夜間景観に関するガイドライン内で推奨値等を記載していきたいと考えております。
	光の数値等の基準については規制をしていく予定か、誘導をしていく予定なのか。	固定的な規制は誘導の方向性になじまないと考えており、好ましい数値を推奨し魅力的な夜間景観を創出していく方向で検討しております。
	個別の建築物の規制誘導にはなじまない夜間景観の誘導については既存にない価値創造的な施策の検討が必要と考えるが、ガイドラインに期待するのであれば、ガイドラインを実効性のあるものにすることが大切であり、エリアマネジメント団体を巻き込み地域と連携していく等、実効性の担保についての検討も行うべきではないか。	いただいたご意見を参考に、ガイドラインの実効性を高める仕組みについて検討してまいります。
	見通し夜景ランドマークの背景の建築物についての配慮事項の検討をするべきではないか。	いただいたご意見を参考に、配慮事項等について検討してまいります。
	個々のライトアップが全体の夜間景観につながることもあるのではないか。 また、街を歩くときもライトアップされたところがあちこちにあると観光にもつながると考えることから、計画の中でもうすこし取り上げてもよいと思う。	いただいたご意見を参考に、ライトアップの手法の提示や、周知の取組について検討してまいります。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第3回審議会では、景観の捉え方等、夜間景観、屋外広告物、色彩の取組についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
広告物	例えば、大通公園などにおけるイベント時などの一定期間の広告についてはどのように捉えるのか。	催し物の広告の多くは届出の対象外となりますが、普及啓発等の取組を検討してまいります。
	車体利用広告デザイン等に関して、景観計画でどのように考えていくのか伺いたい。 最近は、トラックに電飾の広告を施す宣伝カーが非常に目に付いており、それも踏まえて広告・夜間含めてどのように考えているのか伺いたい。	屋外広告物条例ほか、関係法令の所管部局にて対応する内容になります。ラッピング車両の屋外広告物許可に当たっては、有識者の意見を踏まえた助言・指導等の取組を行っております。これらに引き続き取り組んでまいります。
	広告物の審査後の運用が問題である。設置後の広告物への指導は可能なのか。考え方を示すだけではいつまでも変わらないので、市の立場や指導の仕方などをしっかり整理する必要がある。	表現の自由との兼ね合いも踏まえながら慎重に検討する必要があり、規制に寄らず、表現手法の周知による誘導をまずは進めていきたいと考えております。サイネージについては、屋外広告物条例所管部局と連携し許可基準とする方向で取り組んでまいります。
	景観計画に書かなくとも、屋外広告物のデザインに関する規制等についてどのようにしていくのかは、やはり議論していく必要がある。各部局の役割なども含め、検討していただきたい。	
	どこの部局がどの部分の責任を持つかなど、内部でどのように話が進んでいるのか、内容について教えてほしい。	
	屋外広告物条例の目的にも良好な景観の形成について記載があり、例えば屋外広告物の許可の際にデザインガイドラインのチェックシート等を添付するなど、ガイドラインが生かされていくような仕組みも検討すべきである。	
	景観保全型整備地区だけでも窓の内側からの広告について踏み込んだ取組を行うことが望ましい。例えば、エリマネ団体のある札幌駅前通北街区について、協力を得てルール設定するなど、実効性ある取組を検討してほしい。	
	窓の内側にある広告について国の扱いや他都市の状況を確認してはどうか	確認の上検討を進めてまいります。
色彩	色彩基準に沿っていたとしても、景観的に良い方向になっていない事例もあるのではないか。それは、色彩だけでなく、ファサードのデザインやそれに伴う陰影、素材の質感等も建物全体の見え方に影響するためであり、計画の改定に合わせて、過去に誘導した建築物の検証などを行ってはどうか。	色彩基準の検討にあたっては、これまでの誘導事例等の検証等の確認などを行ってまいります。
	プレ・アドバイスに至らない規模のものをどのように誘導していくかも大切であり、これらの建築物の色や素材の使い方についても、事例や問題点を提示して検討してはどうか。	
	特に大型建築物については、建設費の上昇に伴って使用できる素材に制限がある。そのなかで、画一的にならず例えばアクセントカラーの使用方法についてなどて、柔軟に相談できるようになるとよい。	様々な制約を踏まえた事業者の工夫にも応えられるよう検討してまいります。
	山際に建設される工作物に対する考え方を教えてほしい。	ゾーンの区分けを行うことにより、それぞれのゾーンの特色に合わせた誘導を行ってまいります。

1 振り返り(審議会での委員意見)

- 第3回審議会では、景観の捉え方等、夜間景観、屋外広告物、色彩の取組についてご説明し、ご意見をいただいた。

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
色彩	景観色を資料等に活用していくことは良いと思うので、活用がわかるよう注釈を入れるなど積極的にPRしてはどうか。また、市民に向けてさらに広報されるとよい。	引き続き、資料等に景観色を活用するとともに、市民に伝わるようPRに努めてまいります。
その他（景観プレアドバイ）	大通や駅前通からの見え方など重要な論点に関するパース等の図は公表用資料に掲載するなど、内容が市民に伝わるよう努めてほしい。	ご意見を踏まえ、適切な資料作成に努めてまいります。
その他（景観プレアドバイ）	個々の建物だけでなく、それらが重なってどう夜景や眺望が良くなっていくのかが大切であり、過去のプレ・アドバイス案件において、市助言が、どのように反映された設計となっているか確認し、その結果をプレ・アドバイス制度の考え方反映させる必要があると考える。	市からの助言や誘導によって、どのような効果が出ているかを確認し、今後の検討を進めてまいります。
その他（景観プレアドバイ）	プレ・アドバイスにおける過去の誘導結果の資料や委員の立場、姿勢等を統一することができるような資料をまとめ、委員交代時に共有できる仕組み作りが必要であると考える。	

- 第2回審議会のご意見(今回の議題の関係分を記載)

分 類	ご 意 見	回答・対応の方向性
届出・協議	景観プレ・アドバイスについて過去の案件についてレビューを整理し、山並みの調和という点での効力を検証するべきではないか。	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。（今回の審議会で議論）
届出・協議	景観計画の実行性が大事であり、景観プレ・アドバイスの強制力についても法的な強制力が無いのであればそれ以外の方法も検討する必要があるのではないか。	レビューを踏まえ方向性を提案してまいります。
景観まちづくり	地域ごとの景観まちづくりの推進の取組についてのレビューを行い、成果や不十分な部分を洗い出したうえで検討を進めてはどうか。	いただいたご意見を参考に、事務局案を提案いたします。（今回の審議会で議論）
普及啓発	ゾーンによる基準の追加については事業者や設計士への勉強会を行うなど理解を深める取組もしっかり行う必要があると考える。	情報の「見やすさ」「たどりつきやすさ」を意識してまいります。
普及啓発	「景観資源の登録」「ガイドライン」「まち本」などわかりやすい活動はされているが、周知されていないと感じる場面がある。特にホームページはわかりづらく、印刷ありきの作りで情報までが遠いと感じる。	

2 改定の方向性と本日の審議事項



→主な検討事項



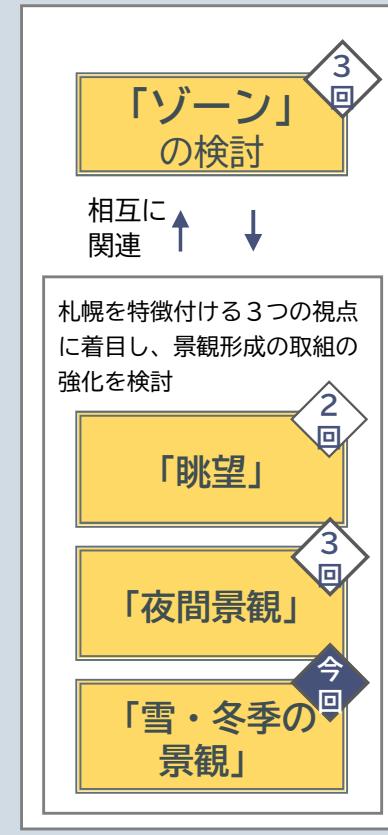
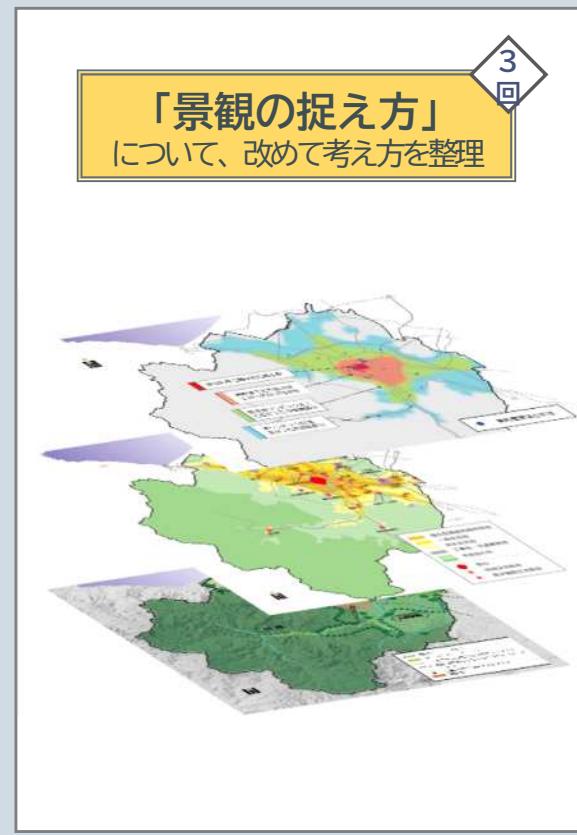
→第3回までの審議事項



→本日の審議事項

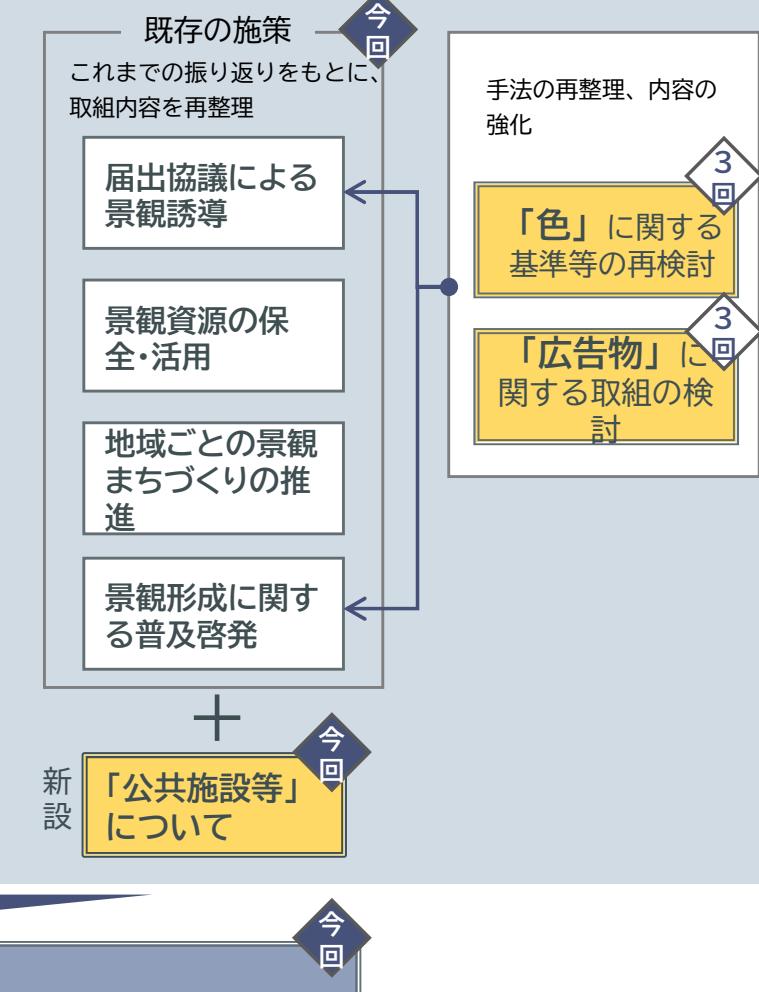
■新たな視点を踏まえた施策の検討

改定計画では、景観の捉え方を改めて整理し、新たな視点も加えて、景観形成の方針、基準の整理や施策の拡充を行うことで、札幌らしさをより感じられる景観形成を目指す。

施策、
基準へ
の反映

■各施策に関する検討

現計画に基づく取組を進めるなかで、各施策の運用面での課題が見えてきたことから、改定計画では、手法の再整理や、内容の強化を検討し、施策の充実を図る。



「全体像（案）」

3 雪・冬季の景観について

改定計画で盛り込む事項について

※第1回審議会で提示

＜現状・課題＞

- 現在の札幌市景観計画で示す景観形成の方針では、雪に配慮した景観形成を図ることとしており、景観計画区域における景観形成基準に「雪に配慮する」という項目がある。一方で、落雪等の対策と冬の快適性を主な視点としており、ポジティブな雪のある景観を創出していく視点がやや弱い。
- 市民生活において雪はマイナスイメージが強いと考えられる。一方で、雪まつりやホワイトイルミネーションなど札幌ならではのイベントがあり、雪に親しむ人々の活動も見られる。

＜これまでの景観審議会との意見交換から＞

- どのように温かみや心地よさを感じる積雪寒冷地特有の景観をつくっていくかが大切
- 雪から生活を守るだけでなく、雪と親しむ、楽しむ視点からアプローチすることが大切

雪・冬季の景観を本市の大きな魅力として捉え、

雪・冬季の景観をより楽しんでもらうための取り組みを進める

＜検討の方向性＞

- 雪・冬季の景観の特徴を整理 → 誘導の方向性の検討

3 雪・冬季の景観について

現行計画の雪・冬季(四季)の景観に関する記載

<第2章>札幌の景観特性

2-3 人(暮らし) (2)文化・ライフスタイル

【四季折々のイベント】

札幌では、年間を通じて多彩なイベントが開催されています。初夏の訪れを告げる「YOSAKOIソーラン祭り」、開放的な雰囲気で夏を楽しむ「さっぽろ大通ビアガーデン」、北海道の食を一度に楽しめる「さっぽろオータムフェスト」、幻想的な雰囲気に包まれる「さっぽろホワイトイルミネーション」、そして世界中から多くの観光客が集まる「さっぽろ雪まつり」など、四季折々のイベントが市民や観光客を楽しませています。

<別表>景観形成基準

【景観計画区域】

【建築物】雪に配慮する

－落雪等対策

○北風や落雪に配慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を考える。

－冬の快適性

○冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。

<別表2>景観計画重点区域における景観形成基準等

【札幌駅南口地区景観計画重点区域】

【建築物等】敷地・緑化計画

○四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。

【札幌駅北口地区景観計画重点区域】

【建築物等】敷地・緑化計画

○四季の彩りが楽しめるよう、植栽の種類や配置に工夫し、建築物等との調和を図る。

【札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域】

►形成方針

2. 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み

2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する
～略～

街並みのにぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの温色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと強調しながら夜間景観を演出することが必要である。

3 雪・冬季の景観について

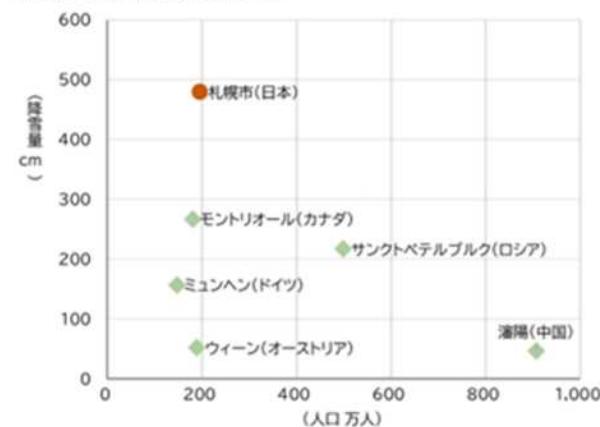
雪・冬季の景観の魅力向上につながるアプローチ

■ 自然(雪)と都市が共存する札幌の冬季の景観

- ・札幌市は、年間約5メートルの降雪がありながら190万人以上の人団を有する都市であり、自然(雪)と都市が共存する世界に類を見ない都市である。
- ・市民生活において雪はマイナスイメージが強いと考えられる。一方で、一面の美しい雪景色や「さっぽろ雪まつり」「ホワイトイルミネーション」などの札幌ならではのイベントやウィンタースポーツ等のスノーアクティビティがあり、雪を楽しむ人々の活動も見られる。
→自然(雪)と都市の共存において、マイナスイメージだけではなく「雪・冬季の景観を楽しむ」視点が重要である。



■世界の各都市の人口と降雪量



＜資料＞札幌市

※ 人口と降雪量の計測年は都市によって異なる(札幌市の人口は令和4年現在、降雪量は平成3年(1991年)から令和2年(2020年)までの平均としている。)。人口が100万人以上で降雪地域に位置する世界の主要都市との比較

(第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編))

3 雪・冬季の景観について

雪・冬季の景観の魅力向上につながるアプローチ

■ 札幌の雪・冬季の景観の特徴 雪をポジティブに楽しむ冬季の景観の特徴

景観の捉え方	雪・冬季の景観の特徴	※	雪・冬季を楽しむ景観
活動・営み	<p>「さっぽろ雪まつり」や「ホワイトイルミネーション」等の札幌を代表する冬季のイベント景観</p> <p>個性あるスノーキャンドル等の地域ごとの冬季のイベント景観</p> <p>都心の広場を活用した来札者も楽しめる冬遊びの景観</p> <p>公園の築山による冬遊びの景観</p> <p>河川敷等を活用したクロスカントリーなどのウィンタースポーツの景観</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「さっぽろ雪まつり」等の大きなイベントの他、地域の方々とつくる「スノーライトin宮の沢」等、様々な冬季の景観を楽しむイベントがある 家族や友人と雪だるま作りや雪合戦を楽しむ 地形を活かした多くのスノーアクティビティを楽しむ ⇒雪と直接ふれあう<u>活動を通じて冬季の景観を楽しむ</u>ことができる。【活動やイベント】
街並み	<p>都心の建築物低層部の暖色系照明による温かみを感じる歩行景観</p> <p>冬季も楽しめる都心の屋外広場の景観</p>		<ul style="list-style-type: none"> 雪は光を反射しやすく、夜は街灯やイルミネーションが雪に反射し魅力的な光景を創り出す。 冬季の建築物等から漏れ出る温かみのある光は安心感を与える ⇒雪と<u>夜間景観の相乗効果</u>による<u>美しい景観を楽しむ</u>ことが出来る。【夜間景観(照明)】
都市の成り立ち	<p>傾斜屋根と屋根の積雪が創る冬季の街並み景観</p> <p>温かみを感じさせ雪と調和した素材の建築物による景観</p> <p>市街地からの雪を頂いた山並みの眺望景観</p> <p>類を見ない降雪量による一面の雪の景観</p>		<ul style="list-style-type: none"> 雪が一面に積もることで、建物や道路・木々などが一体となり、統一感のある美しい景観を形成しそれらを楽しむ(雪見) 樹木の枝や実際に雪が積もるなど魅力的な景観を眺める 雪により変化する印象を感じる景観を楽しむ ⇒雪国ならではの景観を<u>建築物から佇み眺めること</u>で楽しむことができる。【建築物・広場等からの眺め】
地形・自然	常緑針葉樹と落葉広葉樹が共存することで生まれる、積雪時の変化のある植栽景観 雪に覆われた河畔林と河川による渓谷の景観		

※雪・冬季の景観の特徴と雪・冬季を楽しむ景観の主な結びつきを示す

上記の分類をもとに雪をポジティブに楽しむ景観を創出・周知するアプローチがさらなる雪・冬季の景観の魅力向上につながると考えられる。

3 雪・冬季の景観について

雪・冬季の景観の魅力向上につながるアプローチ

■ 札幌の雪・冬季の景観の特徴 [活動やイベント]

- ・「さっぽろ雪まつり」や「札幌ホワイトイルミネーション」をはじめとする大きなイベントは観光客への認知度が高く、札幌の年間を通してイベントの顔ともいえる。
- ・「さっぽろ雪まつり」等の大きなイベントに加え、都心でのエリアマネジメントによるイベントの実施や「スノーライトin宮の沢」等の地域の方々とつくるイベントが冬季の景観に彩りを与える一つのポイントとなっている。
→冬の活動や営みを楽しみ、ポジティブな印象を与えるイベントを支援することによって、さらなる雪・冬季の景観の魅力向上につながると考えられる

◇さっぽろ雪まつり（大通公園）



◇SAPPORO SMILE LINK(北三条広場)



◇スノーライトin宮の沢（宮の沢ふれあい公園）



考えられる 誘導の方向性

- ・冬季の景観を形成する活動やイベントの支援等で、魅力的な冬の景観創出を図る。
- ・雪・冬季の景観を楽しむ活動やイベントについて活用促進景観資源等への登録を検討し周知・普及を行う。

3 雪・冬季の景観について

雪・冬季の景観の魅力向上につながるアプローチ

■ 札幌の雪・冬季の景観の特徴 〔夜間景観(照明)〕

- ・冬季の建築物等から漏れ出る親しみやすく温かみのある色温度の低い(暖色系)のあかりとイルミネーションによる色温度の異なるライトアップによってコントラストを感じる景観となっている。
- ・雪の白さを引き立てる建築物等へのライトアップによって、ランドマークの象徴性が際立つ景観となっている。
→街並みを際立たせる照明と雪との相乗効果によって魅力向上をはかることが有効と考えられる

◇ホワイトイルミネーション(札幌駅前通)



◇ホワイトイルミネーション(北三条広場)



◇豊平館のライトアップ(中島公園)



考えられる
誘導の方向性

- ・温かみのある照明を基本とし、場所の特性に応じた色温度等の検討によって、冬季の街並みの夜間景観の魅力向上を図る。
- ・舞い落ちる白い雪と建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップを検討する。

3 雪・冬季の景観について

雪・冬季の景観の魅力向上につながるアプローチ

■ 札幌の雪・冬季の景観の特徴 [建築物、広場等からの眺め]

・四季が明瞭な札幌では季節ごとに建築物から受ける印象が変化する。特に、冬季は雪が一面に積もることで、建物や道路・木々などが一体となり、統一感のある美しい景観が広がり建築物の内外から雪景色を楽しむことが出来る。また、他の季節と異なり、冬季は雪の白さが街の背景色となり、そこに青空や植物など自然の色がアクセントカラーとして街の個性を演出する。

→建築物等は札幌の**自然**環境や季節と調和した色彩の検討をすることでまち全体の雪・冬季の景観の魅力向上につながる
と考えられる

→建築物等は魅力的な雪・冬季の景観を望む工夫や雪を楽しむ仕掛けを検討することが有効と考えられる

→冬季において変化する美しい**地形**や**自然**の雪景色を望む魅力的な眺望点の普及啓発が有効と考えられる

◇時計台 季節ごとに異なる印象を受ける



◇雪の景観を楽しむ様々な工夫や仕掛け



◇羊ヶ丘展望台 美しい一面の雪景色を望む



考えられる
誘導の方向性

- ・建築物の四季や時間の移り変わりによる見え方の変化を考慮し、自然環境や季節と調和した素材や色彩の選定の検討を促す。
- ・建築物等へ魅力的な雪・冬季の景観をより楽しむことのできる工夫や仕掛けの検討を促す。
- ・雪・冬季の景観を楽しめる眺望点について活用促進景観資源等への登録を検討し周知・普及を行う。

3 雪・冬季の景観について

誘導の方向性の検討

■ 施策の方向性

想定される施策は次のとおり。具体的な基準や制度の詳細検討は、令和7年度に実施する。

想定される施策

景観配慮・創出の誘導

景観形成基準による誘導

- ゾーン基準（都心）で下記の検討を促す。
- 四季や時間の移り変わりによる見え方の変化を考慮した、自然環境や季節と調和した素材や色彩の検討
 - 建築物等について魅力的な雪・冬季の景観をより楽しむことのできる工夫や仕掛けの検討

（基準を補完）

全市基準の「雪の美しさを見せることのできる仕掛け」等についての解説の充実を図る。

夜間景観ガイドラインで夜間景観×雪の相乗効果についての誘導を行う。
(R8以降作成を検討)

普及啓発

活用促進景観資源への登録

「景観の種」の取組のなかで雪・冬季の景観を募集し、活用促進景観資源として登録する。

雪・冬季の景観の広報

活用促進景観資源として登録された雪・冬季の景観をHP等で周知する。

イベント支援

活動・イベント等への支援をおこなう。

4 公共施設等について

改定計画で改めて整理する事項について

◆景観法の公共施設…道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設(景観法第7条第2項)

◇その他政令で定める公共の用に供する施設…下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設(景観法施行令第1条)

● **公共施設等…景観法の公共施設(道路、河川、公園等)及び公共の用に供する工作物・公共建築物 と定義**

<現 状>

- ・ 公共施設等のうち届出対象となる公共の用に供する工作物・公共建築物については届出(通知)・協議による誘導を行っている。
- ・ 届出(通知)・協議とならない公共の用に供する工作物・公共建築物と景観法の公共施設(道路、河川、公園等)については公共施設等のガイドラインによる誘導を行っている。

<課 題> ※第1回審議会で提示

- ・ 景観形成に与える影響が大きい公共施設等の重要性の共有や考え方の浸透が必要
- ・ 特に重点的に景観誘導を図るべき公共施設がある場合の対応(対象選定・優先順位・誘導手法など)の検討が必要
- ・ 景観形成基準の見直しに合わせて公共施設等のガイドラインとの内容精査が必要

※現行のガイドラインを景観計画の改定に合わせて更新

<検討の方向> ※第1回審議会で提示

■公共施設の誘導の方向性や手法の検討

■優先順位や景観重要公共施設の指定方針の検討

4 公共施設等について

現行の運用

■ 届出(通知)・協議による誘導

国の機関又は地方公共団体が、景観法や札幌市景観条例の規定により届出が必要とされる行為を行おうとする場合には、景観法第16条第5項等の規定により、届出に代えて「通知」が必要である。

届出（通知）対象行為

以下の新築、増築、外観の過半にわたる色彩の変更等

＜景観計画区域＞

- ・ 大規模な建築物(延べ面積10,000m²超、高度地区の制限に応じて高さ15～31m超の建築物等)
- ・ 工作物(高さ31m超の鉄柱、延長50m超の橋りょう等)

＜景観計画重点区域＞

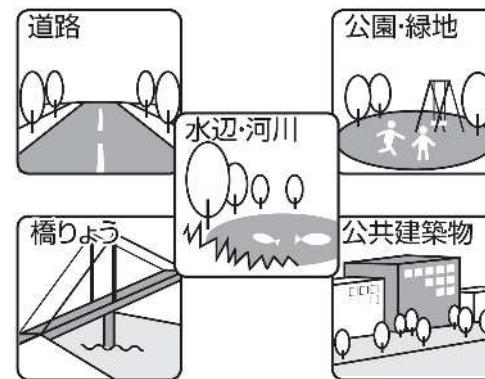
- ・ 建築物・工作物(規模に関わらず届出が必要)

■ 『札幌市公共施設等景観デザインガイドライン』による誘導

- ・ 都市景観形成に対する公共施設等の先導的な役割を認識し、市をはじめ、国、北海道等が施行する事業にかかわる景観形成の指針として、平成20年(2008年)4月に策定した。
- ・ 届出等対象以外の公共施設等についても、これにより景観誘導を図っている。



【ガイドライン表紙】



【ガイドラインの対象】

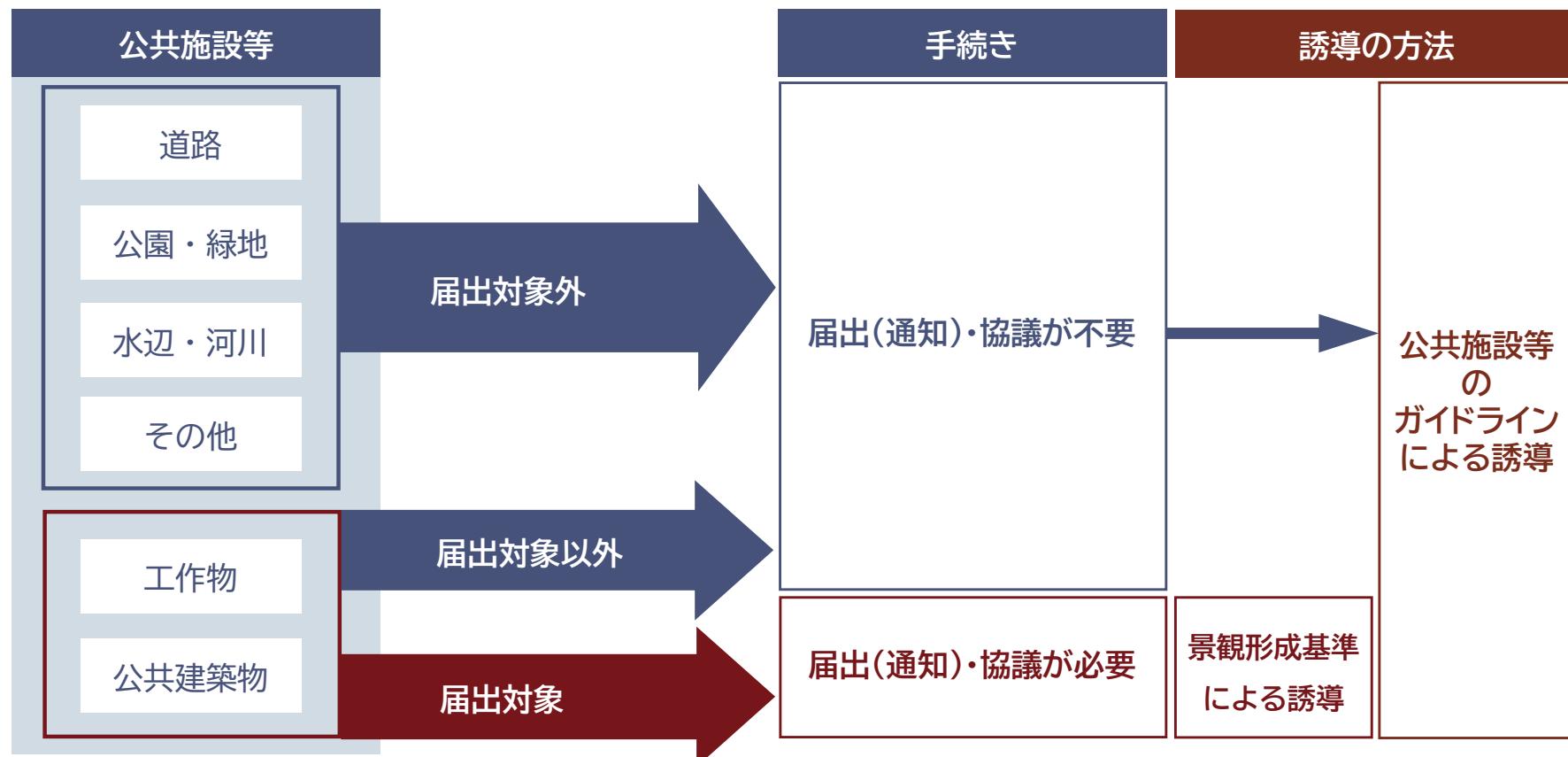
4 公共施設等について

取組の方向性の検討

良好な景観の形成にあたっては、公共施設等が先導的な役割を果たす必要がある。

■ 現行の誘導方法(対象ごとの誘導の方法)

公共施設等のうち、届出対象となる公共の用に供する工作物・公共建築物については届出(通知)・協議による誘導を行っており、届出対象とならない公共の用に供する工作物・公共建築物と景観法の公共施設(道路、河川、公園等)については公共施設等のガイドラインによる誘導を行っている。



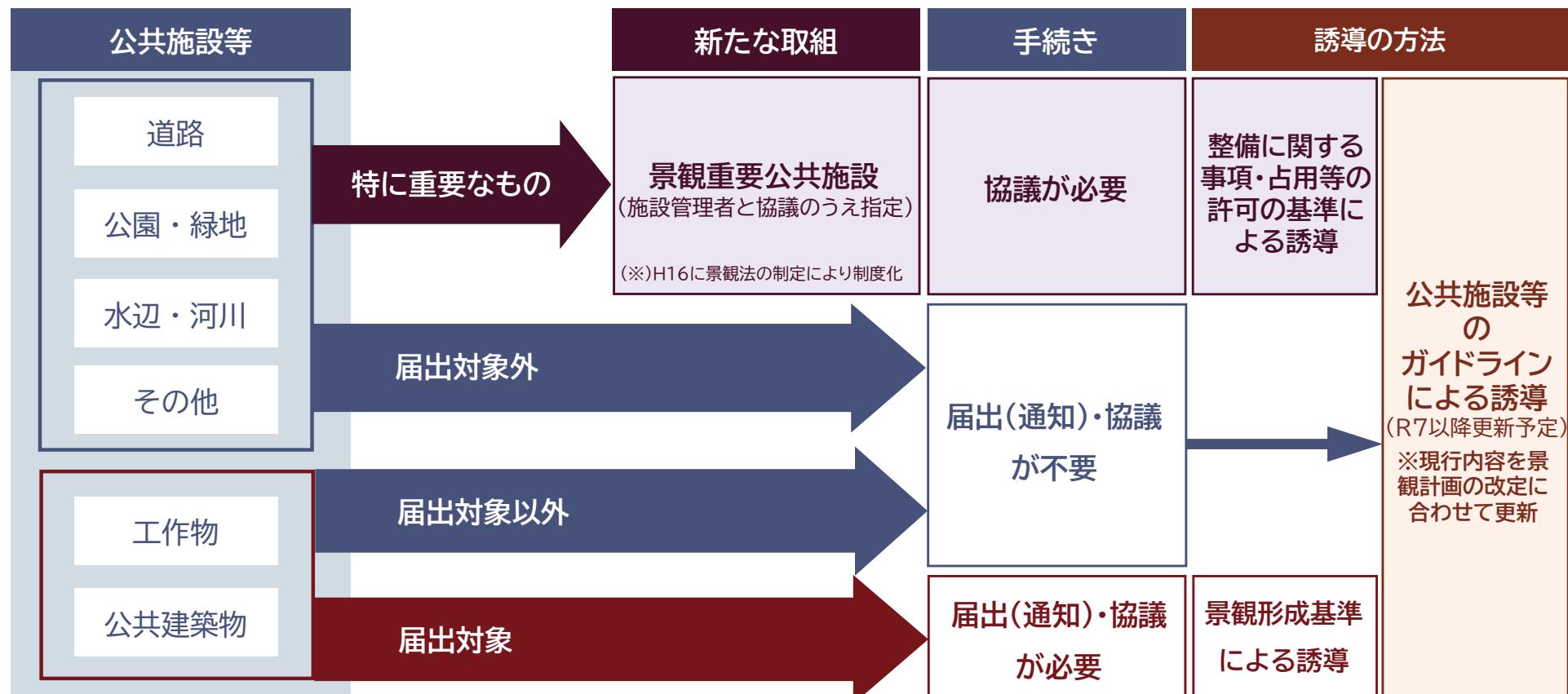
4 公共施設等について

取組の方向性の検討

■ 取組の方向性(対象ごとの誘導の方法)

公共施設は景観形成に与える影響が大きいことから、率先して配慮していく必要がある。

⇒景観重要公共施設に関する取組に着手（公共施設の取組強化）



4 公共施設等について

取組の方向性の検討

■ 景観重要公共施設の制度概要(新たな取組部分)

- 景観法では、道路、河川、都市公園等の公共施設と、その周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができるとされている。(法第8条第2項第4号ロ、ハ、施行令第2条)

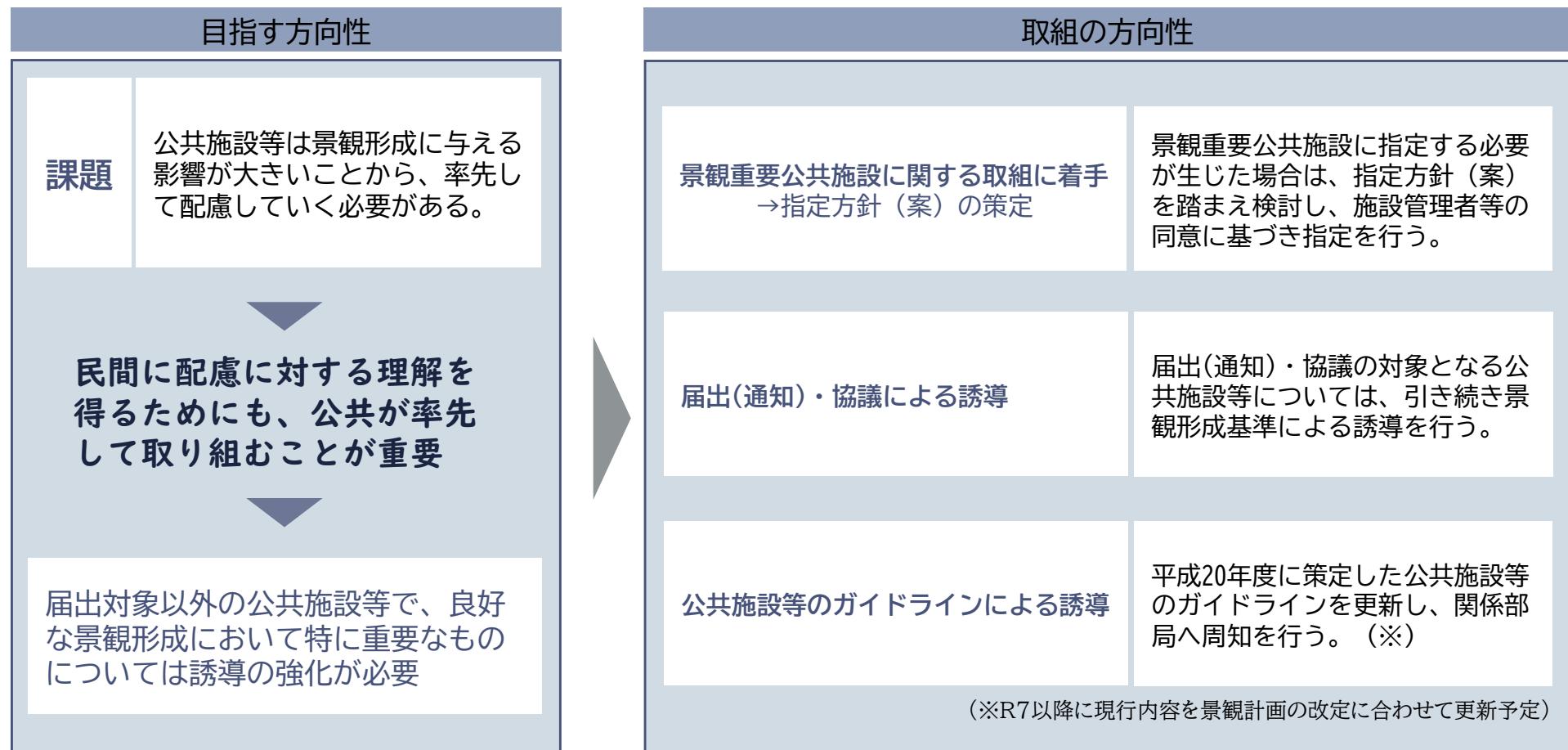


- 整備に関する事項が定められた場合、その整備は、景観計画に即して行われる必要があり(法第47条)、また、占用等の許可の基準が定められた場合は、占用等を行う際、その基準に適合する必要があるため(法第49条～法第54条)、これにより効果的に良好な景観の形成を図ることが可能となっている。
 - 景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に指定し、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることで効果的に良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うことが可能となる。

4 公共施設等について

取組の方向性の検討

・取組の方向性



4 公共施設等について

取組の方向性の検討

■ 景観重要公共施設の指定方針(案)

- ・ 道路、河川、公園等の公共施設は届出(通知)・協議の対象とならないが、景観形成に果たす影響は大きいため、良好な景観形成において特に重要なものについては誘導の強化が必要と考えられることから、「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとする。
- ・ 「景観重要公共施設」の指定にあたって、条例による公共施設の位置づけ等から、景観重要公共施設の指定方針(案)を以下のとおり整理した。

景観重要公共施設の指定方針(案)

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象に指定します。

- ①景観計画重点区域内に位置しており、良好な景観形成を図るうえで特に重要な公共施設
- ②本市のシンボルなど、本市の景観形成に特に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

- ・ 景観重要公共施設に指定する必要が生じた場合は、上記の指定方針(案)を踏まえ検討し、施設管理者等の同意に基づき指定を行う。
- ・ 景観重要公共施設に指定した公共施設については、施設管理者等と協議をし、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める。

5 (1) 届出・協議による景観誘導について

景観プレ・アドバイスの運用方法の再整理

制度の成果

「景観プレ・アドバイス」の導入により、専門家を交えた協議を行う仕組み・場づくりができた。

運用方法の課題

- ・景観プレ・アドバイスは届出に先立つ事前協議制度であるため、実効性を高めるための取組が求められる。
 - ・協議対象者・景観アドバイス部会・事務局が共通の認識のもと意見交換ができるよう、協議の規範となる景観形成基準に対する考え方がわかりやすく共有される方策が求められる。
- ＜現在行っている実効性を高める取り組みの一部＞
- ・市は協議が円滑に進むよう、協議対象者及び景観アドバイス部会の双方に適切に情報提供を行うこととしており、協議対象者に対しては「景観プレ・アドバイスの手引き」を提示し、景観アドバイス部会に対しては部会を行う前に事前会議を行うなどしている。
 - ・景観アドバイス部会における意見交換の内容を踏まえた市長の助言を協議対象者に行い、構想段階の場合は助言を踏まえた対応を都市計画に係る企画提案に反映することを求めている。設計段階の場合は助言に対する回答を求めている。
 - ・意見交換の内容、市長の助言、協議対象者の回答を閲覧できるよう、札幌市公式ホームページに「意見交換の概要」及び「助言と回答」を掲載している。

今後の方向性(案)

- ・現在行っている実効性を高める取り組みを継続するとともに、協議の過程がより多くの人の目に触れる方策について得られる効果や実現性を考慮して検討する。
- ・協議の規範となる景観形成基準の再整理や景観アドバイス部会委員の改選時も円滑に部会が進行できるよう所掌の役割等についてまとめを実施する。
- ・協議対象者が景観形成基準をどのように捉え、対応したかについて、景観アドバイス部会等とわかりやすく共有できるよう提出を求める資料の再整理を行う。

5 (1) 届出・協議による景観誘導について

わかりやすい制度内容の提示

制度内容の提示の課題

・届出対象行為を行う者に対して札幌市では各種ガイドライン等を提示しているが、策定から年数が経過しているものもあるため、景観計画の改定内容に沿った更新及び必要に応じた統廃合が必要である。

今後の方向性(案)

各論の検討結果を踏まえて、景観形成基準の考え方を示すガイドライン等を更新する。

その他の規程整理等

届出対象について

一定規模以上の太陽光発電設備や風力発電設備(鉄柱)などを引き続き届出対象とすることとし、併せて蓄電池やキュービクルなども届出対象であることをわかりやすく周知する。

景観プレ・アドバイスの対象について

景観重要建造物等が国指定の重要文化財等に至った後も、引き続き景観プレ・アドバイスの対象となるように運用を整理する。

5 (2) 景観資源の保全・活用

現行の景観計画に基づく取組とその成果

【景観資源の指定・登録】 景観資源を指定・登録し、現状変更に一定の制限を設けることや、周知を通じた関心の喚起などにより保全・活用を推進

<景観重要建造物・景観重要樹木>(法:指定)

- 建造物・樹木が対象。指定された建造物等は現状変更にあたって市の許可が必要。
市の助成対象。(指定実績:3件、R6.11時点) ※景観重要樹木の指定実績はなし

<札幌景観資産>(条例:指定)

- 建築物、工作物、樹木その他の物が対象。指定された資産は現状変更にあたって市に届出が必要。
市の助成対象。(指定実績:29件、R6.11時点)

<活用促進景観資源(景観の種)>(条例:登録)

- 建築物、工作物、樹木、区域その他のもの(活動を含む)が対象。現状変更にあたって市に届出等は不要。
市の助成対象外。(登録実績:20件、R6.11時点)

【景観重要建造物等助成金】 景観資源の維持保全に要する経費の一部を助成

- 外観の修繕、構造耐力上主要な部分の工事、活用のための用途変更に伴う内装工事、中長期的な修繕計画の作成などが対象
- 助成額は、助成対象経費の2分の1以内、かつ、500万円が限度

5 (2) 景観資源の保全・活用

課題と方向性

制度の成果

- ・ 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定に加え、周知を主眼とし景観資源をゆるやかに位置づける活用促進景観資源の登録制度(景観の種)を導入した。
- ・ 建築物以外の登録を推進するなど取組を継続した結果、平成29年2月時点で28件であった指定・登録件数は、令和6年11月時点で52件に増加した。
- ・ 修繕計画の策定など、助成対象を拡大したほか、求めに応じた景観アドバイザーの派遣を行うなど、支援を拡充した。

課題

- ・ 現在の指定登録案件の発案は市が主体となっており、地域からの情報提供により指定、登録を行う仕組みへ移行していく必要がある。
- ・ 指定、登録された案件の周知・活用の仕組みを構築し、地域の方々が景観への興味を持つきっかけとなるよう働きかけていく必要がある。

今後の方向性(案)

- ・ 景観資源を活用した、さっぽろ景観物語(ストーリー)等を作成していく。
- ・ 作成したストーリー等を元に、情報発信を行い、景観資源の保全、活用を図る。
- ・ 情報発信により、地域の方々の景観への興味を促し、情報提供による資源の指定、登録を進める。
- ・ 眺望景観、夜間景観、雪・冬季の景観、季節毎のイベント等の情報提供を促し、新たな視点からの登録を増やす。

5 (3) 地域ごとの景観まちづくりの推進

現行の景観計画に基づく取組とその成果

【景観まちづくり指針】 地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針を策定し、届出による景観誘導や地域主体の活動を推進

- ・ 指針には、「景観形成の目標」や「良好な景観の形成のための基準」「届出の対象」「地域住民等が主体的に行う活動」などを定めることができる。
- ・ 指針の策定に当たっては地域住民等と協議をするほか、指針案は地域住民等と協働で作成するよう努めるなど、広く地域住民が関わりながら指針を策定
- ・ 景観まちづくり指針の策定実績:モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区や新さっぽろ駅周辺地区など計7地区

【景観まちづくり助成金】 良好な景観の形成に寄与する活動経費の一部を助成

- ・ 助成額は、定額助成は5万円、定率助成は助成対象経費の合計の3分の2以内、かつ30万円が限度

5 (3) 地域ごとの景観まちづくりの推進

現行の景観計画に基づく取組とその成果

■景観まちづくり指針に基づく届出状況(R3～R5)

件数:景観計画区域と景観計画重点区域の届出(内変更)、
景観まちづくり指針独自のルールによる届出(内変更)

地区	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ロープウェイ入口電停周辺地区	1件 、0件	1件(1)、2件	0件 、1件
西15丁目電停周辺地区	0件 、1件	0件 、2件	0件 、2件
定山渓地区	0件 、4件(3)	0件 、2件	0件 、2件(1)
宮の沢中央地区	0件 、0件	0件 、0件	0件 、0件
札幌駅前通北街区地区	1件(1)、1件	1件(1)、1件(1)	1件(1)、0件
新さっぽろ駅周辺地区	1件 、0件	0件 、1件	2件(1)、0件
モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区	0件 、0件	0件 、0件	0件 、0件
合計	3件(1)、6件(3)	2件(2)、8件(1)	3件(2)、5件(1)

■景観まちづくり助成金の申請状況(R3～R5)

():内景観まちづくり推進区域内

定額・定率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定額助成金	1件(1)	1件(1)	2件(1)
定率助成金	1件(1)	0件	2件(1)
合計	2件(2)	1件(1)	4件(2)

届出による誘導は行われているが、活動の担い手がいない場合、地域主体の活動等取組が継続されない可能性もある。助成金の申請件数、特に新規の件数が少ない状況。

5 (3) 地域ごとの景観まちづくりの推進

現行の景観計画に基づく取組とその成果

■各手法による地域ごとのまちづくりの実績(手法)と評価

地域が目指す目標により、景観まちづくり指針のほか、他制度の選択や連携を行った地区の例。

【都心】

- 札幌駅前通北街区地区：地区計画(緩和型) + 地区まちづくりルール(景観配慮含)
+ 景観まちづくり指針(ストリートウォール・地下接続) + 景観計画重点区域
- 大通Tゾーン札幌駅前通地区：地区計画(緩和型) + 地区まちづくりルール(景観配慮含)
- 時計台周辺地区：地区計画(緩和型) + 地区まちづくりルール(景観配慮含)

各手法の組合せにより効果的なまちづくりの推進が行われている。

【拠点、市街地】

- 定山渓地区：景観まちづくり指針 + 定山渓観光魅力アップ構想等 → 地域との連携により取組が活性化
- 宮の沢中央地区：地区計画 + 景観まちづくり指針 → 地域主体の活動により取組が継続
- 平岸駅周辺地区：地区計画(緩和型) + 地域独自のまちづくり指針(景観配慮含) → 地域と連携したまちづくりが
推進されている

各手法の組合せにより地域と連携したまちづくりが推進されている。

5 (3) 地域ごとの景観まちづくりの推進

課題と方向性

制度の成果

- ・ 景観まちづくり指針を制度化し、市内複数の地域で景観まちづくりの取組を実施した。
- ・ 一部の地区では、市街化調整区域の保全と活用の方針に基づく限定的な土地利用の許容と、景観まちづくり指針を連携する取組を実施するなど、他制度との連携を推進した。

課題

【景観まちづくり指針】

- ・ 地域が目指す目標により、景観まちづくり指針のほか、様々な手法の選択肢の提示が必要。
- ・ 取組の継続に向けた担い手づくりや仕組みの構築が必要。

【景観まちづくり助成金】

- ・ 新規の件数が少ないため、新たな活動のきっかけとなるよう案内や周知を効果的に行う必要がある。

今後の 方向性(案)

【景観まちづくり指針】

- ・ 地域が目指す目標により、景観まちづくり指針を含めた様々な手法の選択肢、組合せを提示し、関係部局との連携を図りながら、より効果的なまちづくりの推進を支援する。
- ・ 取組の継続に向け、担い手となる組織やリーダーの育成や、イベント等の支援を行う。

【景観まちづくり助成金】

- ・ HP等の活用により、助成対象となるイベントや活動等の案内、周知を広く行い、夜間景観イベント、季節夜景イベント、雪を活用したイベント等、対象の拡大を図る。

5 (3) 地域ごとの景観まちづくりの推進

課題と方向性

◆様々な手法の選択肢(主な例)

良好な景観の形成にあたっては、法による枠組みに加え、他の関連する諸制度を活用し、総合的に取り組む必要がある。

景観に関する各種の制度に加え、都市計画法に基づく地区計画等の制度や札幌市都心における地区まちづくり推進要綱に基づく地区まちづくりルール等については、手法の組合せにより相乗的な効果も期待することができ、地域が目指す目標に応じて、これらの制度の選択や併用を行っていくことが効果的と考えられる。

制度の名称	制度の概要
地区計画	都市計画法に基づき、地区の特性に合わせた街づくりのため、住民参加によって区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして都市計画に定めることができる制度。
建築協定	建築基準法に基づき、一定の区域内において、土地所有者等の全員の合意により定められる協定で、区域、建築物に関する基準、有効期間、違反に対する措置等について、地域独自のルールを定めることができる制度。
景観まちづくり指針	景観条例に基づき、市民・事業者が主体的に関わりながら、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するもので、必要に応じ、目標・方針、対象区域、景観形成基準、届出対象行為、景観まちづくり活動等を定める制度。
地区まちづくりルール	札幌市都心における地区まちづくり推進要綱に基づき、地区まちづくりについての目標、方針、地区において遵守すべき事項を定めたルールを策定、内容に準拠する場合に容積緩和など他制度による緩和を受けられる制度。

その他…

5 (4) 普及啓発について

今後の方向性

魅力的な景観形成を進めるためには、関係者の自主的な取り組みや施策への協力が不可欠であり、そのためには普及啓発の取り組みを継続的に実施することが必要と考えられる。

制度の成果

「ミニまち講座」や「まちなみ案内」などを活用した子どもへの景観教育やイベントの実施により、景観に関する理解を深めた。

運用方法の課題

普及啓発単体で捉えるのではなく、各施策で必要な役割を踏まえ、効果的に実施していくことが求められる。

今後の方向性

各施策に必要な普及啓発を整理し、継続的に実施する。

< 普及啓発の実施内容の整理> ※整理結果は5-11

役 割

取り組みへの理解促進	<ul style="list-style-type: none">市民に景観施策の周知を図る事業者等に基準や考え方の周知を図る
興味・関心の向上	<ul style="list-style-type: none">市民の景観に対する関心を高めるきっかけ作り子どもたちへの景観教育
自主的な活動の促進	<ul style="list-style-type: none">市民や事業者のモチベーション向上を図る

施 策

建築物等の誘導	景観資源の保全・活用
地域主体の景観まちづくりと活動の促進	公共施設等の取り組み

5 (4) 普及啓発について

考えられる取り組み

各施策において、必要な普及啓発の役割を捉え、実施する取り組みを整理した。

役割		対象	建築物等の誘導	景観資源の保全・活用	地域主体の景観まちづくりと活動の促進	公共施設等の取り組み
取り組みへの理解促進	施策の周知	市民	・説明会※3 ・解説本※2 ・基準を補完するガイドライン※4		・パンフレット※1	
	基準の理解度向上	事業者				・公共施設ガイドライン※4
		公共	・府内研修※3			・府内研修※3
興味・関心の向上	景観形成への関心を高める	市民	・景観色70色紹介※1	・景観資源の広報※1	・セミナー※3 ・まち歩きなどの体験イベント※3 ・ワークショップ※3 etc.	
	景観教育	市民 (子どもたち)		・子ども向け広報※4	・まちなみ案内※1 ・ミニまち講座※1 etc.	
活動の促進 自立的な	モチベーションの向上	市民		・応援する仕組み※4	・市民活動の広報※4	
		事業者	・応援する仕組み※4			

取り組みの実施に向けては景観整備機構との連携を図り、効果を高めていく。

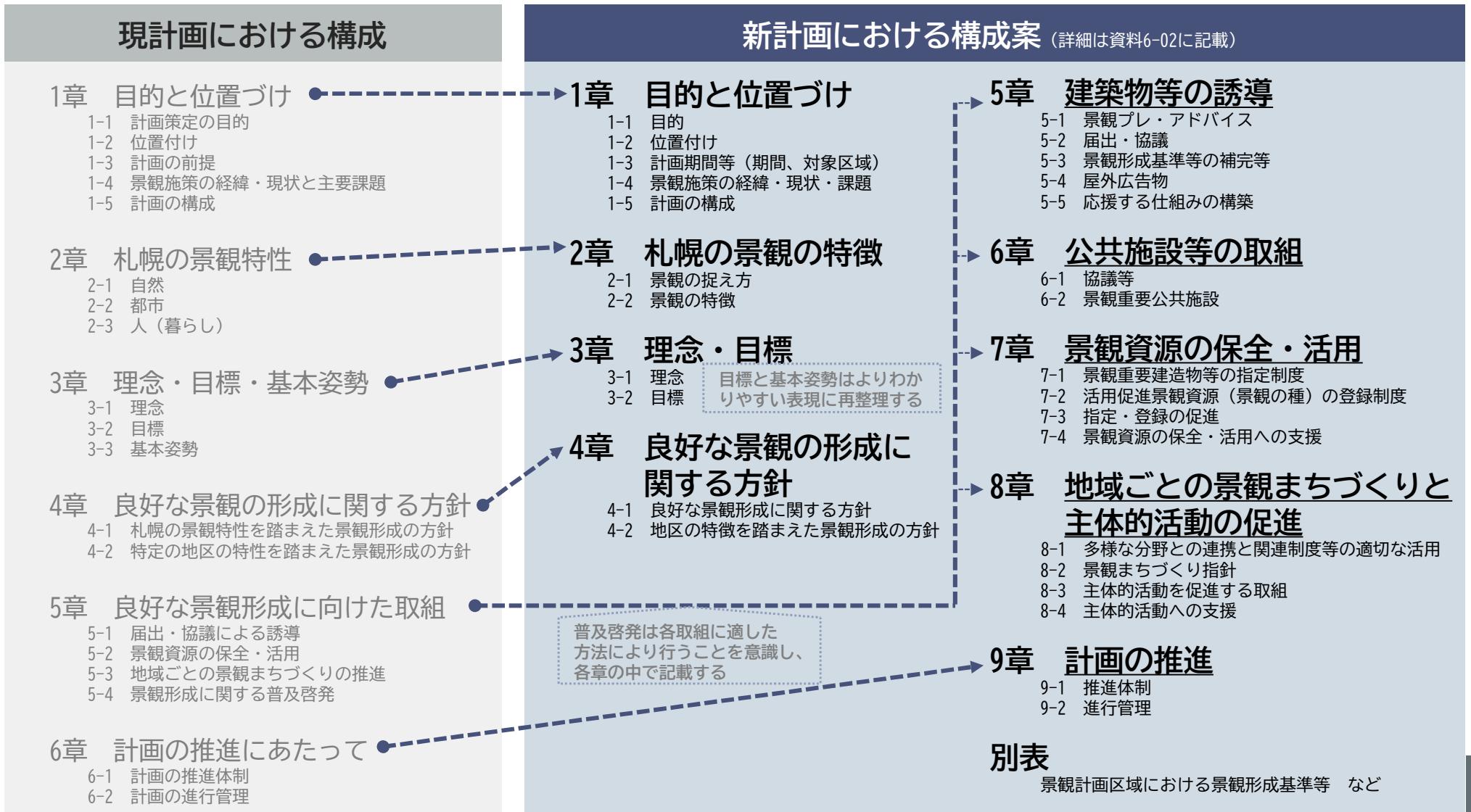
<想定する実施時期>

※1:取り組みの継続
※2:R8年度までに着手
※3:R8年度に着手
※4:R8年度以降に着手

6 全体像(案)について

構成の新旧

新計画では、章立てを見るだけで取組をわかりやすく伝えられる構成とする。また、章立ての名称を一部微修正する。



6 全体像(案)について

構成案について

1章 目的と位置付け

- ・目的・位置付け
- ・計画期間等（期間・対象区域）
- ・施策の経緯・現状・課題
- ・計画の構成

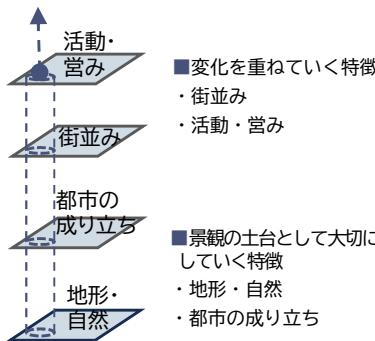
2章 札幌の景観の特徴

2-1 景観の捉え方

- ・「重層的に捉える」という視点を示す。

2-2 景観の特徴

- 札幌らしさを創造する特徴
 - ・眺望
 - ・夜景
 - ・雪・冬季



3章 理念・目標

<理念（現行）>

- ・北の自然・都市・人間輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

<目標（現行）>

- ・札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
- ・地域の個性が際立ち、多様な輝きを放つ景観づくり
- ・多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

4章 良好的な景観の形成に関する方針

4-1 良好的な景観の形成に関する方針

※法第8条第3項の規定による方針

<札幌の景観の特徴を踏まえた方針>

- 札幌の景観の土台を大切にした景観を形成します。
- 街並みや活動・営みにつくられる景観がより魅力的に変化を重ねるよう取組を推進します。
- 札幌らしさを感じる眺望、夜間景観、冬の景観に着目し、より魅力的な景観形成に取り組みます。

<景観形成に向けた取組の方針>

■建築物等の誘導

- ・届出・協議（含プレ）による景観誘導のためのゾーンを設定するとともに、景観形成基準を補うガイドライン等を策定することにより、建築物等のきめ細やかな誘導を図ります。
- ・屋外広告物については札幌市屋外広告物条例において必要な規制を行うとともに、必要に応じて屋外広告物担当と連携し誘導を図ります。
- ・規制によらない事業者等の取組を応援する仕組みを構築し、良好な景観形成に向けた機運醸成に努めます。

■公共施設等の取組

- ・公共施設等の整備等を行う際は良好な景観形成を先導する役割を担います。
- ・必要に応じて景観重要公共施設の指定を検討します。

■景観資源の保全・活用

- ・景観資源の指定・登録、活用及び周知並びに景観資源に対する支援制度により、札幌らしい景観資源の保全・活用を推進します。
- ・地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進
- ・景観まちづくり指針や景観アドバイザー制度をはじめ様々な制度を活用することにより、地域の特徴に応じた景観づくりを支援します。
- ・市民等の主体的な行動を促すため、関心を喚起する取組を行います。

4-2 地区の特徴を踏まえた景観形成の方針

■景観計画重点区域における方針

※法第8条第3項の規定による方針

- ・地区の特徴に応じて地区ごとに方針を定めます。
- 景観まちづくり推進区域等における方針
- ・地区的特徴に応じて定めます。

5章 建築物等の誘導

5-1 景観プレ・アドバイス

景観プレ・アドバイスの制度概要を記載。

5-2 届出・協議

届出対象行為・規模、ゾーン設定、景観計画区域における景観形成基準等、景観計画重点区域における景観形成基準等、景観まちづくり推進区域における景観形成基準等、ゾーンごとの景観形成基準等、事前協議、（仮）重要眺望などについて記載。

5-3 景観形成基準等の補完等

景観形成基準を補完・解説するパンフレットの改定、夜間景観に関するガイドライン策定の検討などについて記載。

5-4 屋外広告物

屋外広告物担当との連携、屋外広告物に関するガイドラインの策定、デジタルサイネージに関する基準の策定などに取り組むことを記載。

5-5 事業者等の取組を応援する仕組みの構築

屋外広告物等を対象とした表章制度等を検討することを記載。

6章 公共施設等の取組

6-1 協議等

一定規模以上の建築物・工作物等に対しては、届出（通知）・協議による景観誘導を継続することを記載する。併せて公共施設等景観デザインガイドラインを令和8年度中に更新を行うとともに、ガイドラインによる景観誘導を引き続き行う。

6-2 景観重要公共施設

景観形成に与える影響の大きい公共施設のうち、特に重要なものについて景観重要公共施設に関する取り組みを行うため、指定方針を定め、記載する。

7章 景観資源の保全・活用

7-1 景観重要建造物等の指定制度

景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の指定方針を記載する。

7-2 活用促進景観資源（景観の種）登録制度

制度概要を記載する。

7-3 指定・登録の促進

眺望、夜間景観、雪・冬季の景観、季節ごとのイベント等に着目した指定・登録に取り組むとともに、指定・登録された景観資源を活用した情報発信することなどを記載する。併せて、関連分野の施策と連携を図ることなどを記載する。

7-4 景観資源を守る支援（アドバイザー、助成）

景観重要建造物、景観重要樹木、札幌景観資産の維持・保全に要する経費を一部助成、景観アドバイザーを通じた必要な情報提供等の実施ができるることを記載する。

8章 地域ごとの景観まちづくりと主体的活動の促進

8-1 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用

観光振興や都市計画等の分野と連携し、取組を推進することを記載する。

8-2 景観まちづくり指針

制度概要を記載する。

8-3 主体的活動を促進する取組

子どもへの景観教育、まちあるきなどの景観への関心を促すイベントなどに取り組むことを記載する。

8-4 取組への支援（アドバイザー、助成）

良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部助成、景観アドバイザーを通じた必要な情報提供等の実施ができるることを記載する。

9章 計画の推進

・進行体制（景観整備機構との連携等も含む）

・進行管理

別表

- ・景観計画区域における景観形成基準等
- ・景観計画重点区域における景観形成基準等
- ・色彩景観基準
- ・景観プレ・アドバイスに係る協議対象行為